

平成29年11月17日  
書記官・郵便送達

平成29年11月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行ウ)第41号 不開示決定処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成29年9月1日

判 決

5

原 告

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

同代表者法務大臣

同指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

処分行政庁

国

上 川 陽 子

10

15

20

千葉労働局長

主 文

25

- 1 本件訴えのうち、保有個人情報の開示の義務付けを求める請求に関する部分をいずれも却下する。

- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

- 1 (1) 千葉労働局長が原告に対し平成28年5月18日付けでした保有個人情報を開示しない旨の決定(千労発雇均0518第1号)を取り消す。  
(2) 千葉労働局長は、原告に対し、「          相談員が『労働局長の助言・指導処理票』に記した約36文字の内容を示す箇所(本件ファクシミリ文書の文中のがん研究センターの原告に関する主張及び見解を表示した箇所)」及び「本件ファクシミリ文書の文中の原告の氏名」を開示せよ。
- 2 千葉労働局長は、原告に対し、別紙情報目録1記載の情報を開示せよ。(平成29年6月6日付けの準備書面(6)で追加された請求。なお、原告が同準備書面でした上記1(1)記載の請求に係る請求の趣旨の訂正は、請求の減縮(訴えの一部取下げ)を含むと解されるところ、被告は取下げに同意しないから、その効力を生じない。)
- 3 千葉労働局長は、原告に対し、別紙情報目録2記載の情報を開示せよ。(平成29年8月16日付けの準備書面(9)で選択的に追加された請求。なお、原告が同準備書面でした取消し請求の選択的な追加は、上記1(1)記載の請求についての請求の減縮(訴えの一部取下げ)を含むと解されるところ、被告は取下げに同意しないから、その効力を生じない。)
- 4 被告は、原告に対し、10万円を支払え。  
(以下、上記各請求を、各項の番号を付して「本件請求1(1)」、「本件請求1(2)」などという。)

### 第2 事案の概要

本件は、原告が千葉労働局長に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成28年法律第51号による改正前のもの。以下「行政個人情報保

護法」という。)に基づき、千葉労働局が独立行政法人国立がん研究センター(以下「本件事業主」という。)から受信したファクシミリ文書4枚に係る保有個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をしたところ、その全部を不開示とする決定(以下「本件不開示処分」という。)を受けたことから、本件不開示処分  
5 分の取消し及び本件開示請求に係る文書のうち原告の氏名等の開示の義務付けを求める(本件請求1(1)及び(2))とともに、本件不開示処分が違法であると主張して、国家賠償法1条1項に基づき慰謝料10万円の支払を求めた(本件請求4)事案である。

10 なお、原告は、本件訴訟において、本件請求2及び本件請求3を選択的に追加する旨の訴えの変更をしたものと解される。

#### 1 行政個人情報保護法の定め

(1) 行政個人情報保護法14条柱書は、「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該  
15 保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを  
20 含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認め  
25 られる情報 ハ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の

職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と、同条7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(中略)ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ホ(略)」と規定している。なお、同条2号のハの「公務員等」には独立行政法人等の役員及び職員等も含まれる。

(2) また、行政個人情報保護法15条1項は、「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定し、同条2項は、「開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

2 前提となる事実(争いのない事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 原告は、平成23年7月5日当時、本件事業主の運営する国立がん研究センター東病院において看護助手をしていたところ、同日、柏労働基準監督署内の千葉労働局総務部企画室の一部門である「柏相談コーナー」を訪れ、本件事業主がした原告の配置転換について改善を求め、千葉労働局長の助言又は指導による援助を求めた。

(2) 千葉労働局の職員は、平成23年7月6日、本件事業主に対し、電話で、原

告から相談を受けている旨を伝えたところ、同月7日、本件事業主からファックス送信状及びファクシミリ文書を受信した(甲4の2)。同職員は、同月12日に行われた本件事業主と原告の話し合いに同席し、その内容等を「労働局長の助言・指導処理票」及び「相談票」(甲4の2の2枚目～6枚目)として書面化した。5  
したが、上記ファックス送信状及びファクシミリ文書を上記の助言・指導処理票及び相談票の添付書類とはせず、シュレッダーにかけて廃棄した。

千葉労働局は、平成23年10月26日、本件事業主から、廃棄した上記ファックス送信状及びファクシミリ文書と同一の文書をファクシミリで受信した。その際に千葉労働局が入手した文書は、ファックス送信状1枚(以下「本件文書1」という。)及びファクシミリ文書4枚(以下、「本件文書2」といい、10  
本件文書1と併せて「本件各文書」という。)であった。(甲28の各証。なお、原告は、本件各文書と甲28の各証とは無関係である旨主張するが、本件各文書と甲28の各証とは、印字及び筆跡の位置や形状はおおむね合致し、原告が指摘するとじ穴の位置の不一致は、千葉労働局の職員が本件各文書を保管時に更にとじ穴を設けた可能性等も考慮すると、本件各文書と甲28の各証との同一性を否定する根拠とはならず、原告の主張は採用することができない。)

(3) 原告は、平成24年11月19日、千葉労働局長に対し、行政個人情報保護法13条1項に基づき、本件各文書に係る情報の開示を求めて保有個人情報の開示請求をした(甲10、乙10)。

千葉労働局長は、原告に対し、平成25年1月16日付け開示決定通知書(千15  
労発総第63号)で、本件文書1に係る保有個人情報については一部不開示として、本件文書2に係る保有個人情報については全部不開示とする旨の決定をした(甲12)。

(4) 原告は、平成25年3月25日、千葉労働局長に対し、行政個人情報保護法25  
13条1項に基づき、保有個人情報の開示を請求し(甲14、乙13の1)、同年4月10日、千葉労働局長からの確認を踏まえ、開示を請求する保有個人情

報について「文書番号：千労発総第63号 日付 平成25年1月16日の開示決定通知により、千葉労働局長が開示の実施をしようとしていた開示文書」とした(乙19)。なお、原告は、同開示決定に基づく開示の実施を受けていなかった。

千葉労働局長は、上記開示請求に係る保有個人情報をも本件各文書と特定し、平成25年4月18日付け開示決定通知書(千労発総第653号)で、本件文書1に係る保有個人情報については一部不開示とし、本件文書2に係る保有個人情報については全部不開示とする旨の決定をした(甲15)。同決定に基づく開示の実施として、同月22日付けで、原告に対し、上記不開示部分を塗抹した本件各文書が送付された(甲16)。

(5) 原告は、平成28年3月9日、千葉労働局長に対し、本件開示請求をした。本件開示請求に係る保有個人情報開示請求書(同月8日付け)には、開示を請求する個人情報として、「平成25年1月16日、千労発総第63号で部分開示決定により、千葉労働局長が部分開示を実施した文書(平成25年4月22日付)において、ファクシミリ文書4枚の文中で、国立研究開発法人国立がん研究センターの■■■■■に関する意見を表示した箇所と■■■■■の氏名の開示を請求します。」と記載されていた(甲23, 乙2の1)。

(6) 千葉労働局長は、平成28年3月24日付け「保有個人情報開示請求書の補正および確認について(依頼)」を原告に送付し、本件開示請求に係る保有個人情報を特定するよう求めた(甲24の1, 乙2の3)。

原告が平成28年4月7日に千葉労働局長に対し提出した「質問回答票」には、「千葉労働局長が部分開示を実施した文書(平成25年4月22日付)の2枚目～5枚目のファクシミリ文書は殆ど黒塗りであり、『国立研究開発法人国立がん研究センターの■■■■■に関する主張及び見解を表示した箇所』と『■■■■■の氏名』の開示を請求します。」、「千葉労働局長である柏労働基準監督署に配属された■■■■■相談員が作成した『労働局長の助言・指導処理票』

に、国立研究開発法人がん研究センターの開示請求者に関する見解又主張を約36文字ほどにまとめて記載している。」「                    相談員が開示請求者に『当該センターの開示請求者に対する主張』を伝えることを拒否した理由として、開示請求者に示唆した『開示請求者の主張と、余りにも開きが大き過ぎる当該研究センターの開示請求者に対する主張又見解』を表示する箇所、即ち本件4枚の開示文書(p2～p5)の中に在る『                    相談員が「労働局長の助言・指導処理票」に記した約36文字の内容を示す箇所』及び『                    』等の開示を求める。」と記載されていた(甲24の2,乙2の4)。

(7) 千葉労働局長は、本件開示請求における開示を請求する保有個人情報として本件文書2を特定し、平成28年5月18日付けで、次のとおり本件不開示処分をし、原告に対しその旨通知した。開示しないこととした理由は、次のとおりとされた。(甲26,乙2の2)

開示請求に係る保有個人情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記載されており、行政個人情報保護法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イ～ハマでのいずれにも該当しない。また、国の機関等が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号ニに該当する。

### 3 争点及び当事者の主張

#### (1) 本件請求1(1)の争点

ア 本件文書2に係る保有個人情報が行政個人情報保護法14条7号ニ所定の不開示情報に該当するか(争点1)

(被告の主張)

本件文書2の記載内容は、本件事業主の職員に関する報告という本件事業主の事務又は事業に関する情報であって、特定の看護助手につき、職場における言動、行状、態度等の勤務状況、患者からの苦情等の反応、他の職員の

その者の言動、行状、態度等に対する認識や評価、管理職員のその者に対する人事上の指導の経緯や評価といった人事上の機微にわたる事項が、本件文書2の全体にわたって詳細かつ具体的に記載されており、事柄の性質上、仮にこれらの情報が第三者に開示されることとなれば、今後本件事業主において同種の事実確認が必要となったときに率直な供述を得ることができなくなったり、被聴取者が事実を隠すなどのおそれが生じ、本件事業主の人事管理に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。したがって、行政個人情報保護法14条7号ニ所定の不開示情報に該当する。

なお、本件文書2は、ファクシミリ文書（合計4枚）であるところ、本件文書2は原告から本件事業主における自己の業務内容について相談を受けた千葉労働局の職員が、その相談に関し受信したものであり、上記のような記載内容に鑑みると、報告の対象者である原告と切り離しては人事管理に係る情報として意味を有しないことは明らかである。そうすると、本件文書2の記載内容は、独立した一体的な情報を構成しており、一体として行政個人情報保護法14条7号ニ所定の不開示情報に該当するから、原告の氏名のみを細分化し、この部分が不開示情報に当たらないとする原告の主張には理由がない。

（原告の主張）

原告は、本件開示請求において、原告の氏名部分のみの開示を求めたにもかかわらず、被告は、全部不開示とする本件不開示処分をした。原告の氏名が開示されたとしても、本件事業主における人事管理に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じないから、原告の氏名に係る部分は行政個人情報保護法14条7号ニに該当しないことは明らかである。

また、本件文書2に記載された情報は、①担当職員が本件事業主宛てに文書を提出して職場の状況を報告したという、「報告書の表題」、「報告者名」、「報告の名宛人」、「報告年月日」及び「報告事項」という報告場面における



情報、②原告が本件事業主の勤務場所において、ある日時にある発言をし、又はある行動をしたという原告の氏名及び原告の言動に関する情報、③本件事業主の管理職職員が患者及び原告以外の非管理職職員から聴取した、患者及び非管理職員による上記②の事実についての認識や評価という情報、④本件事業主の管理職職員が原告にした人事上の指導の内容及び経緯に関する情報及び⑤本件事業主の管理職職員がした原告に対する人事上の評価という情報に大別することができる（以下、上記各情報を「情報①」、「情報②」などという。）。そして、情報①、情報②、情報③、情報④及び情報⑤は、それぞれ独立した情報であり、そのうち情報①、情報②、情報④及び情報⑤は行政個人情報保護法14条7号ニに該当しないことは明らかであるから、少なくともこれらの部分を開示する義務がある。

イ 本件文書2に係る保有個人情報行政個人情報保護法14条2号所定の不開示情報に該当するか（争点2）

（被告の主張）

本件文書2には、原告以外の本件事業主の担当者の氏名・職名等が記載されているところ、これらの情報は、開示請求者である原告以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するものであるから、行政個人情報保護法14条2号所定の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イ～ハのいずれにも該当しない。

（原告の主張）

本件文書2に記載された情報のうち、開示請求者以外の個人に関する情報を除いて開示することは可能である。また、本件文書2に記載された情報は、行政個人情報保護法14条2号ただし書イ～ハに該当するから、同号の不開示情報に該当しない。

(2) 本件請求1(2)の争点・本件請求1(2)に係る訴えの適法性（争点3）

（被告の主張）

本件不開示処分は適法であるから本件請求1(1)は棄却されるべきものであり、本件請求1(2)に係る訴えは、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の訴訟要件を充足せず、不適法である。

(原告の主張)

争う。

(3) 本件請求2の争点・本件請求2に係る訴えの適法性(争点4)

(被告の主張)

本件不開示処分は適法であるから本件請求1(1)は棄却されるべきものであり、本件請求2に係る訴えは、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の訴訟要件を充足せず、不適法である。

(原告の主張)

争う。

(4) 本件請求3の争点・本件請求3に係る訴えの適法性(争点5)

(被告の主張)

本件不開示処分は適法であるから本件請求1(1)は棄却されるべきものであり、本件請求3に係る訴えは、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の訴訟要件を充足せず、不適法である。

(原告の主張)

争う。

(5) 本件請求4の争点

ア 本件不開示処分が国家賠償法1条1項の適用上違法か(争点6)

(原告の主張)

本件不開示処分は、行政個人情報保護法に違反するものであり、国家賠償法1条1項の適用上も違法である。

(被告の主張)

否認し争う。本件不開示処分は適法であり、千葉労働局長が原告に対して

負う職務上の法的義務に違反したということではできないから、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

イ 原告の損害（争点7）

（原告の主張）

千葉労働局長がした違法な本件不開示処分により、原告は精神的苦痛を受けた。この精神的苦痛を慰謝するために必要な慰謝料は、10万円を下らない。

（被告の主張）

否認し争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件請求1(1)の争点

(1) 争点1（本件文書2に係る保有個人情報行政個人情報保護法14条7号ニ所定の不開示情報に該当するか）について

ア 証拠（甲18、28の各証、30の1、30の2、35）及び弁論の全趣旨によれば、本件文書2は、本件事業主が平成23年10月26日に千葉労働局の職員に再度ファクシミリで送信したものであり、原告から本件事業主における自己の業務内容について相談を受けた千葉労働局長の職員が、同年7月7日に、その相談に関し本件事業主からファクシミリで送信されたものと同じものについて送信を受けたものであり、本件事業主の職員が作成した二つの2枚ずつの報告文書から成り、特定の看護助手（原告）について、職場における言動、行状、態度等の勤務状況、患者からの苦情、他の職員のその者の言動、行状、態度等に対する認識や評価、管理職職員のその者に対する人事上の指導の経緯や評価など、人事上の機微にわたる事項が、各報告文書全体にわたって詳細かつ具体的に記載されていることが認められる。

そうすると、仮にこれらの情報が開示されることになれば、今後本件事業主において同種の事実確認が必要となったときに率直な供述を得ることが

できなくなったり、被聴取者が事実を隠すなどのおそれが生じ、本件事業主の人事管理に関し、公正かつ円滑な人事の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものといえる。

したがって、本件文書2に係る保有個人情報、行政個人情報保護法14条7号ニ所定の不開示情報に該当する。

イ これに対し、原告は、前記第2の3(1)ア(原告の主張)のとおり主張する。

行政個人情報保護法15条1項は、その文理に照らすと、1個の保有個人情報に複数の情報が含まれている場合において、それらの情報のうちに不開示情報に該当するものがあるときは、当該情報を除いたその余の情報を開示することを行政機関の長に義務付けているものと解すべきであって、同項は、不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を不開示とし、その余の部分にはもはや不開示情報に該当する情報は含まれていないものとみなして、これを開示することまでも行政機関の長に義務付けているものと解することはできない。したがって、同条2項の定める場合を除いて、行政機関の長において、1個の情報を細分化することなく一体として不開示決定をしたときに、開示請求者が、開示することに問題のある部分のみを除外してその余の部分を開示するよう請求する権利はなく、裁判所もまた、当該不開示決定の取消訴訟において、行政機関の長がこのような態様の部分開示をすべきことを理由として当該不開示決定の一部を取り消すことはできないと解すべきである(最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2巻530頁参照)。

そして、上記独立した一体的な情報をどのように把握すべきかについては、行政個人情報保護法に明文の規定はないから、保有個人情報の内容、作成名義、作成目的、取得原因等を総合考慮の上、同法の不開示情報に関する定め趣旨に照らし、社会通念に従って判断すべきである。

前記アのとおり、本件文書2は、合計4枚のファクシミリ文書であり、原

告から本件事業主における自己の業務内容について相談を受けた千葉労働局の職員が、平成23年7月7日に、その相談に関し本件事業主からファクシミリで送信されたものと同じものについて送信を受けたものであり、本件事業主の職員が作成した二つの2枚ずつの報告文書から成り、特定の看護助手（原告）について、職場における言動、行状、態度等の勤務状況、患者からの苦情、他の職員のその者の言動、行状、態度等に対する認識や評価、管理職職員のその者に対する人事上の指導の経緯や評価など、人事上の機微にわたる事項が、各報告文書全体にわたって詳細かつ具体的に記載されている。このような本件文書2の性質、記載された情報の内容に鑑みると、各報告文書ごとに、報告の対象者である原告の氏名部分及び情報①～情報⑤は、その余の各記載事項部分と不可分一体となって、人事管理に係る独立した一体的な情報を構成しているものというべきである。

したがって、本件文書2に係る保有個人情報、2枚ずつの各報告文書に記載された情報ごとに独立した一体的な情報を記載しており、これを更に細分化し、原告の氏名部分又は情報①、情報②、情報④及び情報⑤には不開示情報に該当する情報は記載されていないものとみなして、当該情報が記載された部分を開示するよう求めることはできないというべきである。

(2) よって、本件請求1(1)は、争点2（本件文書2に係る保有個人情報が行政個人情報保護法14条2号所定の不開示情報に該当するか）について判断するまでもなく理由がない。

2 本件請求1(2)の争点・争点3（本件請求1(2)に係る訴えの適法性）、本件請求2の争点・争点4（本件請求2に係る訴えの適法性）及び本件請求3の争点・争点5（本件請求3に係る訴えの適法性）について

上記1で述べたところからすれば、本件請求1(1)は理由がなく、本件不開示処分は取り消されるべきものとはいえないから、本件請求1(2)、本件請求2及び本件請求3に係る各訴えは、いずれも行政事件訴訟法37条の3第1項2号の要件

を充足せず、不適法である。

3 本件請求4の争点

- (1) 争点6（本件不開示処分が国家賠償法1条1項の適用上違法か）について  
上記1で述べたことからすれば、本件不開示処分は行政個人情報保護法に違反するものではなく、千葉労働局長が公務員として原告に対して負担する職務上の法的義務に違反したともいえないから、本件不開示処分が国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできない。
- (2) したがって、争点7（原告の損害）について判断するまでもなく、本件請求4は理由がない。

10 第4 結論

以上によれば、本件請求1(2)、本件請求2及び本件請求3に係る各訴えはいずれも不適法であるから却下し、本件請求1(1)及び本件請求4はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

15 裁判長裁判官 阪 本 勝

20 裁判官 野 中 伸 子

25 裁判官 小 橋 陽 一 郎

(別紙) 情報目録1

平成23年10月26日千葉労働局が国立がんセンター東病院(以下、「本件事業主」という)からファクシミリで受信し、同局が保管している上欄に「2011年10月26日 10時20分 国立がんセンター東病院」という受信印字がある「ファクシミリ文書4枚」の文書(千葉労働局長の平成25年4月18日付部分開示決定(甲第15号証)に基づき平成25年4月22日付で千葉労働局総務部企画室から原告宛に郵送されてきた部分開示実施文書一式(甲第16号証)中の、3枚目から6枚目(開示文書2枚目から5枚目)である大半が黒で塗りつぶされた4枚の文書に相応する千葉労働局が保管している文書)中に記載のある次の情報

- a 本件事業主の担当職員が本件事業主宛に文書を提出して職場の状況を報告したという、「報告書の表題」、「報告者名」、「報告の名宛人」、「報告年月日」及び「報告事項」という報告場面における情報(情報①)
- b 原告が、本件事業主の勤務場所において、ある年月日のある時間に、ある発言をした、或いはある行動をしたという、原告の氏名及び原告の言動に関する情報(情報②)
- c 本件事業主の管理職職員が原告にした人事上の指導の内容・経緯という情報(情報④)
- d 本件事業主の管理職職員がした原告に対する人事上の評価という情報(情報⑤)

(別紙) 情報目録2

平成23年10月26日千葉労働局が国立がんセンター東病院（以下、「本件事業主」という）からファクシミリで受信し、同局が保管している上欄に「2011年10月26日 10時20分 国立がんセンター東病院」という受信印字がある「ファクシミリ文書4枚」の文書（千葉労働局長の平成25年4月18日付部分開示決定（甲第15号証）に基づき平成25年4月22日付で千葉労働局総務部企画室から原告宛に郵送されてきた部分開示実施文書一式（甲第16号証）中の、3枚目から6枚目（開示文書2枚目から5枚目）である大半が黒で塗りつぶされた4枚の文書に相応する千葉労働局が保管している文書）中に記載のある次の情報を除くすべての情報

本件事業主の管理職職員が患者及び原告以外の非管理職職員から聴取した、患者及び非管理職職員による原告の言動についての認識や評価という情報（情報③）



これは正本である。

平成29年11月17日

千葉地方裁判所民事第3部

裁判所書記官

陶山

